

庄原市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	42,165	29,795,521	451,089	4,884,237	16.4	17.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	549	1,936,112	306,386	792,309	3,034,807	5,528	6,009

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

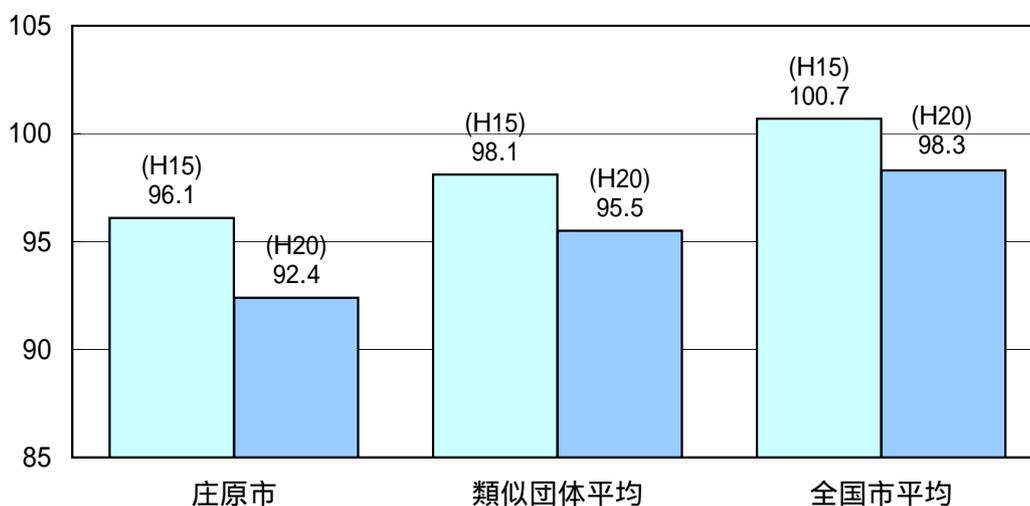
空欄になっている項目は、数値等が現在未公表のため後日掲載します。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

庄原市のラスパイレス指数の推移(一般行政職)

区 分	平成15年度	平成20年度
庄 原 市	96.1	92.4
類似団体平均	98.1	95.5
全国市平均	100.7	98.3

全国市平均は政令指定都市を除いた数値
平成15年度庄原市の数値は、合併前の旧庄原市の数値である。



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(20年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
庄原市	42.9 歳	318,679 円	362,946 円	340,128 円
広島県	43.8 歳	341,619 円	415,203 円	371,266 円
国	41.1 歳	325,113 円	- 円	387,506 円
類似団体	43.3 歳	330,935 円	375,723 円	356,536 円

技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢		平均給与月額(B)
庄原市	52.0 歳	30 人	335,097 円	353,920 円	342,363 円	調理士	41.7 歳	241,500 円	1.47
広島県	50.10 歳	146 人	342,841 円	401,474 円	359,909 円	-	-	-	-
国	48.10 歳	4,784 人	284,679 円	- 円	320,623 円	-	-	-	-
類似団体	47.8 歳	36 人	294,900 円	317,091 円	306,447 円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
庄原市 (技能労務職)	5,793,840 円	3,270,900 円	1.77

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 庄原市の「平均給料月額」「平均給与月額」は、給与減額措置後の金額である。
 4 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている広島県分のデータを使用している。(平成17～19年の3ヶ年平均)
 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
 6 公務員においては臨時・非常勤等正規職員を含んでいないが、賃金構造基本調査は一定の条件のもとでアルバイト等非正規社員も含んでいる。また、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等の点において、完全に一致しているものではない。
 7 賃金構造基本統計調査が企業規模10人以上の企業を対象とするのに対し、人事院及び広島県人事委員会の民間給与実態調査は事業規模50人以上の事業所を対象としている。
 広島県人事委員会の民間給与実態調査(技能・労務関係職種:電話交換手、自家用常用自動車運転手、守衛、用務員)の状況は次のとおりです。

平均年齢	平均給与月額	年収ベース
52.4歳	397,100円	5,882,100円

(注) 平成17年から平成19年までの3カ年平均。平均給与月額を12倍したものに、毎年の特別給支給状況の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況(20年4月1日現在)

区分	庄原市	広島県	国	
一般行政職	大学卒	168,756 円	172,095 円	172,200 円
	高校卒	141,610 円	139,082 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	141,610 円	136,579 円	- 円
医師・歯科医師	大学卒	455,700 円	- 円	- 円
薬剤師	大学卒	183,064 円	- 円	- 円
看護師	短大3卒	199,822 円	- 円	- 円

(注) 庄原市の「初任給」は、給与減額措置後の金額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(20年4月1日現在)

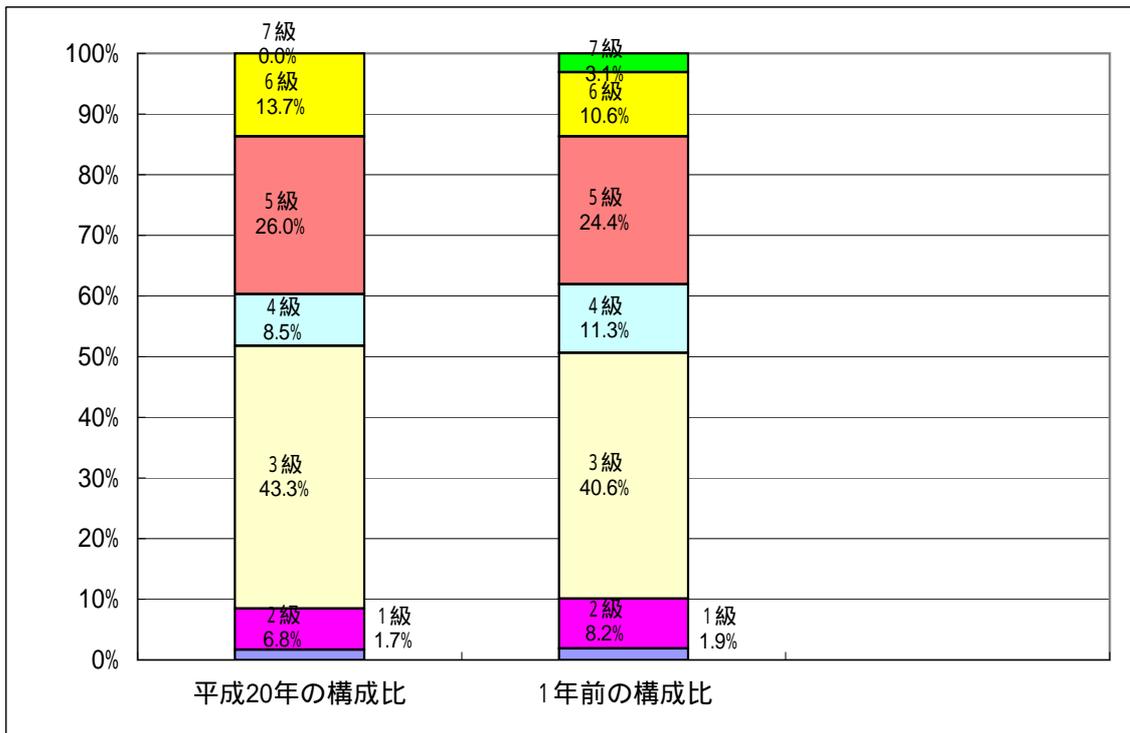
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	257,789 円	298,659 円	352,927 円
	高 校 卒	231,071 円	266,368 円	310,167 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	265,700 円	293,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(20年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師・保育士	7 人	1.7 %
2 級	主事・技師・保育士	28 人	6.8 %
3 級	主任主事・主任技師・主任保育士	178 人	43.3 %
4 級	主任	35 人	8.5 %
5 級	係長・専門員・所長	107 人	26.0 %
6 級	課長・主幹	56 人	13.7 %
計		411 人	100.0 %

- (注) 1 庄原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

反映していない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

庄原市	広島県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,543 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,915 千円	1人当たり平均支給額(19年度) - 千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

[参考] 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

反映していない。

(2) 退職手当(20年4月1日現在)

庄原市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2~20%加算	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2~20%加算
1人当たり平均支給額 26,083 千円	

- (注) 1 退職手当については、広島県市町職員退職手当組合退職手当支給条例に基づき支給されています。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
 3 1人当たり平均支給額は、19年度に退職された職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		170 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		170,000 円
支給対象地域	支給率(20年度)	支給対象職員数(20年度) 国の制度(支給率)
広島市	7 %	3 人 7 %

(4) 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)	2,604 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	31,373 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	15.1 %		
手当の種類(手当数)	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業従事手当	防疫等作業に従事する職員	防疫作業に従事したとき	1回 500円
行旅病人取扱手当	行旅病人の救護に従事した職員	行旅病人の救護に従事したとき	1件 800円
行路死亡人取扱手当	行旅死亡人の収容作業に従事した職員	行旅死亡人の収容作業に従事したとき	1件 1,500円
廃棄物処理従事手当	し尿処理施設、RDF処理施設又はごみ焼却施設において、薬品管理、高温危険処理機械管理、有害環境における業務に従事する職員	-	月額 7,000円
保育所従事職員手当	保育業務に従事する保育士	-	月額 2,000円
早朝調理業務従事手当	総領中学校寄宿舎に勤務する調理員	正規の勤務時間による午前6時からの調理業務に従事したとき	日額 370円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	125,376 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	228 千円
支給実績(18年度決算)	94,539 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	164 千円

(6) その他の手当(20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価(17年度)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 13,500円 ・配偶者以外の扶養親族のうち2人 6,000円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人 6,500円 ・その他 5,000円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同	-	66,083 千円	204,591 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1) 家賃23,000円以下の場合 家賃の月額 - 12,000円 (2) 家賃23,000円を超える場合 11,000円 + (家賃の月額 - 23,000円) × 1/2 (最高 27,000円) 単身赴任手当を支給されている職員で、留巢家族の家賃を負担している者。 ・上記により算出した額の1/2 (最高 13,500円) 自宅居住者 2,500円	同	-	22,505 千円	202,748 円

通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 月額限度額 (交通機関の利用者) 上限55,000円 (交通用具利用者) 2,000円～34,700円 ・有料駐車場加算 1,000円	異	交通用具利用者:距離に応じ2,000～24,500円 駐車場加算:なし	47,187 千円	107,000 円
単身赴任手当	異動等によりやむを得ず配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給。 ・基本額 23,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じた加算 6,000円～45,000円 (最高 68,000円)	同	-	- 千円	- 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられ、勤務した場合に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額×135%×時間数	同	-	- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務する職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×時間数	同	-	- 千円	- 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給。 ・勤務1回につき 5,500円 ・医師の勤務1回につき 13,800円 ・応援診療1回2時間以内 2,000円 ・応援診療1回2時間超 4,000円	同	-	- 千円	- 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき支給。 ・部長、支所長 給料月額×12% ・本庁の課長 給料月額×9% ・支所の課長 給料月額×8%	同	-	23,719 千円	408,948 円
初任給調整手当	医師の職に新たに採用された職員に支給 ・最高支給額 276,000円 採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額支給。	異	国の最高支給額: 307,900円	- 千円	- 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務したときに支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 4,000円～6,000円/回	同	-	457 千円	21,762 円

5 特別職の報酬等の状況(20年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	731,000 円	1,010,000 円 / 460,000 円	(参考) H20年度 類似団体における最高 / 最低額
	(副 市 長	(860,000 円)		
	637,000 円	800,000 円 / 347,500 円		
	(700,000 円)			
教 育 長	571,000 円	- 円 / - 円		
(620,000 円)				
報 酬	議 長	369,000 円	495,000 円 / 309,000 円	
	(副 議 長	(410,000 円)		
	323,050 円	440,000 円 / 251,000 円		
	(355,000 円)			
議 員	299,000 円	400,000 円 / 227,000 円		
(325,000 円)				
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(19年度支給割合)	4.50 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(19年度支給割合)	4.50 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	給料月額 × 支給率(500/100) × 勤続年数		17,200,000円	任期毎
	副 市 長	給料月額 × 支給率(300/100) × 勤続年数	8,400,000円	任期毎
	教 育 長	給料月額 × 支給率(250/100) × 勤続年数	6,200,000円	任期毎
備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位:人)

試験職種		平成19年度採用者数	平成18年度採用者数
市 長 事 務 部 局 等	一般事務	5	
	身体障害者対象一般事務		1
	技師	3	4
	保育士		
	保健師	3	
	社会福祉士	1	
	教育委員会指導主事	2	1
	計	14	6
西 城 市 民 病 院	医師	2	
	理学療法士	1	
	作業療法士		1
	介護支援専門員		1
	介護福祉士		
	薬剤師		
	管理栄養士		1
	看護師・准看護師		
計	3	3	
計		17	9

(2) 職員の退職の状況(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

区 分	市長事務部局等		西城市民病院(医療職)	
	平成19年度退職者数	前年度退職者数	平成19年度退職者数	前年度退職者数
定年退職	9		2	1
勸奨退職	22	31		
普通退職	4	5	5	2
分限免職				
懲戒免職				
失 職				
死亡退職		3		
合 計	35	39	7	3

- 1 定年退職: 地方公務員法第28条の2第1項の規定により離職すること。
- 2 勸奨退職: 任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職すること。
- 3 普通退職: 自己都合により退職すること。

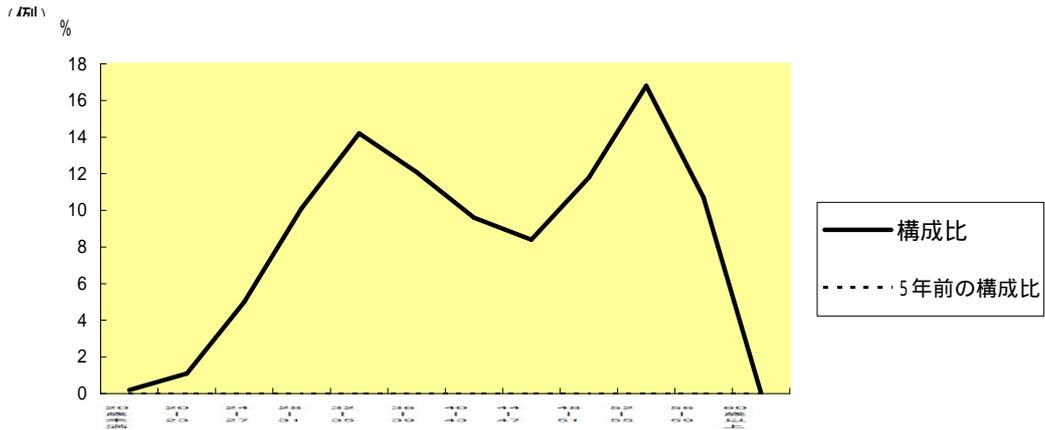
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成19年	平成20年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	0	
		総 務	135	134	1	部長制度の廃止等
		税 務	29	29	0	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	43	41	2	耕地業務の統廃合
		商 工	13	13	0	
		土 木	67	67	0	
		民 生	138	134	4	保育士退職不補充等
		衛 生	48	41	7	支所機能の見直し、包括支援業務への移管
	小 計	478	464	14	[参考: 人口1万人当たり職員数 110.0人] [類似団体人口1万人当たり職員数 73.94人]	
	教 育	71	61	10	学校調理業務の共同調理化等	
	警 察	0	0	0		
	消 防	0	0	0		
	小 計	549	525	24	[参考: 人口1万人当たり職員数 124.75人] [類似団体人口1万人当たり職員数 100.58人]	
公営企業業計等部門	病 院	68	61	7	看護師等の退職不補充	
	水 道	21	21	0		
	下 水道	22	16	6	下水道業務の本庁集約等	
	そ の 他	26	31	5	包括支援業務の増加等	
	小 計	137	129	8		
合 計		686	654	32	[参考: 人口1万人当たり職員数 155.1人] [類似団体人口1万人当たり職員数 - 人]	
		[814]	[814]	[-]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員又は非常勤職員を除きます。
- 2 []内は、条約定数の合計である。

(4) 年齢別職員構成の状況(20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	7人	33人	66人	93人	79人	63人	55人	77人	110人	70人	0人	654人

(5) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 行政職職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
667人	598人以内	69人以上	10.3%

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年～22年	(参考) 数値目標	
		計画始期	1年目	2年目	3年目	計		
行政職	職員数	667	650	623	597		598人以内	
	増減	各年		17	27	26	(%)	
		累計		17	44	70	(%)	

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、累計の欄にあっては計画1年目以降
現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業会計職員の状態

(1) 水道事業

職員給与費の状態

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 661,858	千円 3,467	千円 133,927	% 20.2	% 18.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	人 18	千円 65,971	千円 10,315	千円 27,162	千円 103,448	千円 5,747.1

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成17年3月31日合併。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状態(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
庄原市(一般行政職)	42.9 歳	331,942 円	494,984 円
市町村平均(水道事業)	45.5 歳	374,552 円	571,242 円
水道事業会計	41.5 歳	312,610 円	498,106 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状態

ア 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)	240 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	24,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	55.6 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道事業従事手当	水道局工務係、浄水係、東城水道係に所属する職員	水道業務	月額2,000円

イ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	3,234 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	180 千円
支給実績(18年度決算)	3,529 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	208 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当については、一般行政職と同じです。

(2) 病院事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 1,525,317	千円 39,232	千円 441,731	% 29.0	% 27.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	人 66	千円 259,789	千円 66,088	千円 104,684	千円 430,561	千円 6,524

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成17年3月31日合併。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
庄原市(一般行政職)	42.9 歳	331,942 円	494,984 円
病院事業会計	42.7 歳	335,271 円	543,667 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 調整手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		5,638	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		805,429	円
支給対象職員	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師	9 %	6 人	広島市で勤務する職員 5 %

イ 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		5,515	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		149,054	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		56.1	%
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間看護業務手当	病院に勤務する助産師、看護師、准看護師、看護助手及び介護福祉士	勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護業務	勤務の区分により2,200円又は4,400円
病院救急業務従事手当	病院に勤務する医師、技師、看護師、准看護師等	病院の救急業務に従事する職員	医師の場合2,000円又は4,000円/回。医師以外の場合、300円～1,200円/回

ウ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)		6,461	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		124	千円
支給実績(18年度決算)		6,122	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		160	千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当については、一般行政職と同じです。

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なものを記入)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	備考
40時間	8:30	17:30	12:00～13:00	なし	

- (注) 1 休憩時間:職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。
- 2 休息時間:一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、職務能率の増進を図ることを目的として、条例・規則に基づき正規の勤務時間中に付与されるもの。

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成19年1月1日～平成19年12月31日)

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	取得率
A	B	C	B / C %	B / A %
15,356	4,491.0	388	11.6	29.2

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間数
56,366	11.0

- (注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数
- 2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員(管理職を除く)数で除したものの

(4) 特別休暇等の状況(平成20年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数 ・期間等	有給・無給 の別	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容
選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認められる期間	有給	同	
証人、鑑定人、参考人等としての出頭	必要と認められる期間	有給	同	
所轄庁の事務又は事業の全部又は一部の停止	必要と認められる期間	有給	異	国は、制度なし
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者となる場合	必要と認められる期間	有給	同	
職員が災害、福祉に関するボランティア活動に参加する場合	暦年で5日以内	有給	同	
職員が結婚する場合	7日を超えない期間(週休日、休日等を除く)	有給	異	国は、5日以内
産前休暇	出産予定日前8週間以内で申し出た期間	有給	異	国は6週間
産後休暇	出産の日の翌日から8週間	有給	同	
妊娠中等の期間に保健指導、健康診査を受ける場合	妊娠満23週まで:4週間に1回、24～35週:2週間に1回、36週～出産まで:1週間に1回、出産の日後1年:1回 その都度必要と認められる時間	有給	異	国は、制度なし
妊娠中の女性職員の通勤緩和の場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日1時間以内	有給	異	国は、制度なし
女性職員の生理の場合	2日を超えない範囲内において、その都度必要と認められる時間	有給	異	国は、制度なし
生後1年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ45分以内の期間	有給	異	国は、各45分以内
職員の妻が出産する場合	2日以内	有給	同	

職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1～7日間	有給	異	国は、曾祖父母なし
職員の父母等の追悼行事の場合	1日以内	有給	同	
夏季休暇	7～9月までで3日以内	有給	同	
災害により現住居が滅失、損壊した場合	7日の範囲内の期間	有給	同	
災害、交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間	有給	同	
災害時において退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給	同	
小学校就学前の子の看護をする場合	暦年で5日以内	有給	同	
運転免許の更新をする場合	半日以内	有給	異	国は、制度なし
能率増進計画の実施	3日の範囲内の期間	有給	異	国は、その都度必要と認める時間
短期人間ドックを受検する場合	1日以内	有給	異	国は、制度なし
病気休暇	職員の負傷又は疾病のため療養するための必要最小限の時間	有給 (90日まで)	同	
介護休暇	介護のため必要と認める6月以内の期間	無給	同	
組合休暇	暦年で30日以内	無給	異	国は、制度なし

9 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位:人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条 第1項第1号					0
心身の故障の場合	地公法第28条 第1項第2号 第2項第1号			27		27
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条 第1項第3号					0
職制、定数の改廃、予算の減少による 廃職、過員を生じた場合	地公法第28条 第1項第4号					0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条 第2項第2号					0
条例で定めた事由による場合	地公法第27条 第2項					0
計		0	0	27	0	27

(2) 懲戒処分者数(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位:人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条 第1項第1号					0	0
職務上の義務に違反し 又は職務を怠った場合	地公法第29条 第1項第2号					0	5
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	地公法第29条 第1項第3号					0	0
計		0	0	0	0	0	5

(注)「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、厳重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

10 職員のサービスの状況

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「派遣法」という。)

に基づく派遣の状況

(平成20年4月1日現在)

派遣形態根拠	法人名	派遣職員数(人)			
		役員	職員	合計	
職員派遣	民法法人 (派遣法第2条第1項第1号)	財団法人 広島県土地開発公社		1	1
		財団法人 広島県建設技術センター		1	1
	一般地方独立行政法人 (派遣法第2条第1項第2号)				
	特別の法律で設立された法人 (派遣法第2条第1項第3号)				
	地方自治法に基づく連合組織 (派遣法第2条第1項第4号)				
	小 計		0	2	2
退職派遣	特定法人 (派遣法第10条)	株式会社 庄原市農林振興公社	1		1
	小 計		1	0	1
合 計			1	2	3

(2) 営利企業等の従事許可の状況(地方公務員法第38条関係)

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

区 分	件 数	備 考
許可件数	10	庄原市総合サービス株式会社ほか

(注) 営利企業等の従事とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

11 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

研修に関する基本方針の策定(地方公務員法第39条第2項)

策定の有無	策定期期
有	平成20年3月

研修の実施状況(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

機関別研修	平成19年度 参加者数	平成18年度 参加者数	備 考
ひろしま自治人材開発機構	120	77	
市町村職員中央研修所	12	8	
全国市町村国際文化研修所	4	2	
広島県建設技術センター	1	-	
その他の研修	339	470	メンタルヘルス研修, 人権啓発研修等
計	476	557	

(2) 職員の勤務成績の評定の状況(地方公務員法第40条)

勤務評定の実施状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

実施の有無	導入時期
無	未定

(注)実施しているには、定期的ではないが実施しているものを含む。

勤務評定の活用分野

活用分野		活用	未活用
任用管理	昇任・昇格	-	-
	配置換	-	-
	降任・免職	-	-
人材育成		-	-
給与上の処遇	特別昇給	-	-
	普通昇給	-	-
	勤勉手当	-	-

12 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の福利厚生事業の状況(平成19年度)

事業名	内容
健康診断事業	一般健康診断、特定業務健康診断、短期人間ドック、保健指導事業
メンタルヘルス対策事業	職員メンタルヘルス研修(管理監督職)

13 勤務条件に関する措置の要求の状況

H19/3/31現在 継続件数 A	H19/4/1～H20/3/31 措置要求の件数 B	H19/4/1～H20/3/31 終結件数 C	H20/3/31現在 継続件数 (A+B-C)
0	0	0	0

14 不利益処分に関する不服申立ての状況

H19/3/31現在 継続件数 A	H19/4/1～H20/3/31 措置要求の件数 B	H19/4/1～H20/3/31 終結件数 C	H20/3/31現在 継続件数 (A+B-C)
0	0	0	0